



福井小水力利用推進協議会

2015年度（第4回）通常総会&交流会

2015年 6月28日（日）

14:00～16:45 受付開始 13:30 から

会場 アオッサ 6階 607室 （福井市手寄 1-4-1 / 0776-20-6101）

アオッサは JR 東口から徒歩 1 分です。ご来場には公共交通機関をご利用下さい。

対象 会員



プログラム

14:00-15:00 総会

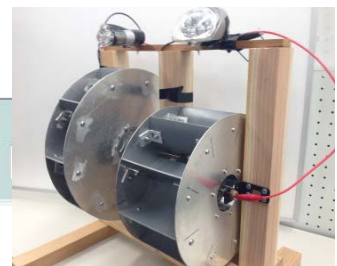
15:15-16:45 交流会

（15:15-15:45）WG 報告

- ① 運営 WG（政策提言、補助金、行政委員会）
- ② 教育 WG（ミニ水車による教育・防災事業）
- ③ 事業 WG（事業化推進、コンサルタンツ）
- ④ 研究 WG（発電実験と村おこし）

（15:45-16:45）意見交換

17:30-19:30 懇親会



f-water.org

ホーム

福井小水力利用推進
協議会

- お知らせ・イベント
- ニュース
- 活動
- 補助金
- 協議会
- リンク
- サイトマップ



水の力がつくる地域の明るい未来

福井や日本に小水力利用を普及させること / 地域を流れる水で発電する事業を起こすこと / そこから地域の再生を図ること

●連絡先

メール mkikusawa@gmail.com 菊沢正裕まで

福井小水力利用推進協議会 第4回通常総会・交流会・懇親会 (2015)

日時 2015年6月28日 (日) 14:00~16:45 (懇親会: 17:15-19:15)

場所 地域交流プラザ アオッサ607室

プログラム

(1) 通常総会 (14:00~15:00)

開会

議長選出

第1号議案	2014年度	事業報告について	資料1
第2号議案	2014年度	決算報告について	資料2
第3号議案	2014年度	監査報告について	資料3
第4号議案	2015年度	事業計画について	資料4
第5号議案	2015年度	予算について	資料5
第6号議案		人事について	資料6

その他

閉会

(2) 交流会

(15:15~15:45) WG報告

- ① WG活動の主旨 (会長)
- ② 運営WG (政策提言、補助金、行政委員会)
- ③ 教育WG (ミニ水車による教育・防災事業)
- ④ 事業WG (事業化推進、コンサルタンツ)
- ⑤ 研究WG (発電実験と村おこし)

(15:45~16:45) WGおよび協議会の運営についての意見交換

(3) 懇親会 (17:30~19:30) 居酒屋「わらび」(駅前店) 会費4,000円

資料1 2014 事業報告 (案)

- ・ 会議 理事会 (5回:2014.6.29、2014.8.31、2015.2.7、2015.4.17、2015.6.19)
- ・ 会員 (15/6/12現在 39) 正会員32名 団体会員7社
- ・ 会員サービスと広報
 - (1) 全国水力協ニュースレターのファイル送信
 - (2) HP (f-water.org) と会員ML (mem@ml.f-water.org) による情報提供
 - (3) PR出展
 - ・ フクイ建設技術フェア2014 (産業会館 14/9/11-12)
 - ・ 福井市環境フェア (福井新聞社 14/10/11)
 - ・ 北陸技術交流テクノフェア (産業会館 14/10/16-17)
 - ・ 福井環境ミーティング (アオッサ 15/3/15)
 - ・ 鯖江環境フェア (鯖江市嚮陽会館 15/6/27)
 - (4) マスコミ
 - ・ 高須野外実験: 朝日新聞記者現地実験見学 (15/12/11)
 - ・ 次世代農業研究会関連: 日経新聞 (15/6/17) 記事掲載
 - ・ 福井小水協の活動: 日報ビジネスインタビュー (15/6/5)
- ・ 交流事業・委員会等
 - (1) 関西広域小水協理事会 (吉田理事派遣)
 - (2) 全国小水力利用推進協議会理事会(15/6/20 菊沢会長)
 - (3) 福井市環境推進会議 (15/4/20入会 代表 増田理事)
- ・ 研修会・見学会・調査・研究
 - (1) 水車勉強会 (イズミ白山市14/10/24、4名参加)
 - (2) 現場研修会 (竹田川砂防堰堤 14/11/2 中島氏招聘、15名参加)
 - (3) 全国小水力サミット (長野、14/11/20,21 吉田理事ら2名参加、参加費補助)
 - (4) 福井環境ミーティング (アオッサ、15/3/15、田嶋理事講演)
 - (5) 会員活動報告会 (響きのホール 15/2/7 参加15名)
 - (6) 県産業労働部主宰「次世代農業研究会」 (福井工大、15/3/16、講演=菊沢)
 - (7) 高須プロジェクト (福井県立大学地域貢献研究推進事業)
 - ・ 発電実験 (浪速ポンプ14/12/8 15/2/9 & 24 高須14/12/11 各回参加5-10名)
 - ・ 2014成果報告会 (県立大学15/3/21、高須町15/5/24 住民17名他 31名)
- ・ 助成事業
 - (1) 協議会助成: ミニ水車製作事業 (代表 田嶋理事、山田会員ほか参加)
 - (2) 福井県立大学 平成26~27年度地域貢献研究推進事業 (代表 菊沢正裕)
「中山間地における農業農村の活性化策~小水力発電とその利用に関する実証実験~」
 - (3) 三菱総合研究所株式会社 平成26年度新エネルギー等共通基盤整備促進事業
(地域における再生可能エネルギー等の導入支援事業) (代表 吉田裕則)
「夢と心を育む竹田の里づくり事業におけるグリーンツーリズム計画と連携した小水力発電の導入支援事業 (福井県坂井市丸岡町竹田地区)」

資料 2 2014 収支決算 平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 8 日

協議会内の収支決算

収入	予算	決算	内訳
会費収入	90,000	64,000	個人 32 名×¥2,000
	60,000	35,000	団体 7 社×¥5,000
補助金	40,000	0	全国小水力利用推進協議会による旅費補助
事業費・賛助金	37,000	30,000	丸岡町竹田地区協力賛助金（吉田理事）
利子、その他	1,000	15	利子 15
計	228,000	129,015	

支出	予算	決算	内訳
総務費	40,000	6,995	資料送付代 ¥6,865 振込手数料¥130
		6,787	前期繰越残高
会費	10,000	10,000	全国小水協正会員 2015 年度会費
事業費	50,000	30,000	出展料（建設技術フェア 2015 申込金）
		14,160	第 3 回総会 6/29/14 マイク+冷房費 ¥2,620 理事会&活動報告会 2/7/15 響のホール ¥4,300 第 4 回総会 6/28/15 アオッサ ¥7,240
資材購入費	40,000	28,477	ミニ水車製作資材
旅費、参加費	85,000	4,000	長野サミット参加費補助（2 名）
		20,000	関西小水協派遣旅費等
その他支払い、繰越金	3,000	8,596	繰越金 ¥8,596
計	228,000	129,015	未払金 ¥10,510（吉田会員残金）

外部資金の収支

補助金・研究費	予算	決算	内訳
地域貢献研究助成	1,600,000	1,600,000	水車発電機製作、負荷装置、発電実験
大学研究費	600,000	600,000	負荷装置、水車羽根加工、室内実験装置使用料等
計	2,200,000	2,200,000	


資料3 2014 監査報告

会計監査報告

平成26年度の福井小水力利用推進協議会の収入、支出、決算等につきまして、会計帳簿ならびに関係書類等を、平成27年6月17日に監査いたしました結果、収入、支出、決算および残高に誤りなく適正に処理されていたことを認め、報告いたします。

平成27年6月17日

福井小水力利用推進協議会

監事 山口 昌英 

資料4 2015 事業計画（案）

会員サービスと広報はメールを利用するなど簡素化します。これまでの活動で成果が見え始めた水車作成事業や発電実験事業と、小水力関係の専門的経験を深めてきた人材による政策提言などの運営事業、事業化推進事業をWG事業としてより多くの会員の参画を得て拡大、発展を期します。啓発事業は昨年同様に講師招聘の講演会ではなくWG活動の成果報告会の形をとります。

- ・ 会員サービスと広報
 - 全国水力協のNLの配布（年4回程度 メール配信）
 - ホームページや会員MLによる情報提供
 - 協議会や小水力利用のPRのための出展や講演
- ・ 交流事業
 - 全国小水力利用推進協議会への理事派遣
 - 関西広域水力協への理事派遣
 - 地方小水協研修会への参加
- ・ WG事業
 - 運営WG（政策提言、補助金申請、行政委員会）
 - 教育WG（ミニ水車による教育や防災事業）
 - 事業WG（事業化推進、コンサルタント）
 - 研究WG（発電実験と村おこし）
- ・ 啓発事業
 - 研究事業に基づく報告会、研修会、見学会の開催
 - その他の研修会や見学会は、要望や必要があれば開催

資料5 2015 予算書 (案) 平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日

収入	2014	2015	内訳
会費収入	150,000	95,000	会費 個人¥2000×30名、団体¥5000×7社
全国小水協補助金	40,000	0	2014年度で小水力サミットが終了しました
事業収入等	37,000	30,000	
利子、その他	1,000	1,000	
繰越金	6,789	8,596	ただし、未払い金¥10,510で実質赤字
計	228,000	134,596	

支出	2014	2015	内訳
総務費	40,000	10,000	通信費、諸費
会費	10,000	10,000	全国小水協正会員 2016年度会費
事業費	50,000	45,000	会場費(総会、活動報告会) ¥15,000 出展料(建設技術フェア) ¥30,000
事業資材費	40,000	20,000	事業制作費、調査費
旅費、参加費	85,000	31,000	関西小水協旅費
その他	3,000	18,596	前年度未払金 ¥10,510ほか
計	228,000	134,596	

資料6 人事について

本総会は改選期ではありませんが諸事情で、第2期（2014-2015）役員の一部交代・辞任、顧問の任用と理事の追加選任を行いたく、承認と審議をお願いします。

○ 第2期役員（敬称略）

理事	有賀 祥夫	
理事	菊沢 正裕	会長
理事	高嶋 義和	
理事	田嶋 哲雄	
理事	辻 一憲	
理事	中川 伸二	
理事	藤沢 憲治	事務局長
理事	藤原 一功	

理事	増田 頼保	
理事	皆川陽一郎	副会長
理事	村田 孝司	
理事	吉川 守秋	
理事	吉田 裕則	関西広域 水力協理事
監事	山口 昌英	
監事	吉村恵理子	

○ 第2期後半の役員（敬称略）案

理事	有賀 祥夫	
理事	菊沢 正裕	会長 全水協理事
理事	高嶋 義和	
理事	田嶋 哲雄	
理事	中川 伸二	
理事	藤原 一功	

理事	増田 頼保	事務局長
理事	皆川陽一郎	副会長
理事	吉川 守秋	
理事	吉田 裕則	関西広域 水力協理事
監事	山口 昌英	
顧問	辻 一憲	

○ 理由

- (1) 事務局長の任命：藤沢さんの死去にともない、規約第16条3項に従い理事会は増田理事を事務局長に承認（残任期間）し会長が任命した。なお、会計事務は皆川副会長が担当する。
- (2) 2015年4月の選挙で辻会員が県議員に当選。県議会の再エネ委員に就任した同会員の立場を活かすべく理事を改め顧問就任を理事会で承認、規約第10条により会長が選任した。
- (3) 理事の選任：2期目の途中であるが、残り1年間、これまで現地調査など行ったにも拘らず市町の小水力事業は一つとして見通しがたっていない。打開するため行政経験の豊富な脇本会員を任用することを理事会が提案、総会で選任審議をお願いします。
- (4) 役員の前辞任：理事会は村田理事と吉村監事の前辞任を了承、総会で承認をお願いします。

福井小水力利用推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、福井小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(本 部)

第3条 協議会は、本部を福井県福井市問屋町2丁目19-2（藤沢電機管工株式会社）内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (3) 小水力等を利用した地域づくり活動への支援
- (4) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (5) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。
 - (1) 個人会員 年会費 2,000 円
 - (2) 団体会員 年会費 5,000 円
- 3 全国小水力利用推進協議会の正会員で本協議会に入会を希望するものは年会費を免除される。

(理 事)

第6条 本協議会に理事会をおき、理事は理事会を構成する。

- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 前項の規定に関わらず、理事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。

(会 長)

第7条 会長は本協議会を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長は理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1期を2年とし、連続して3期までとする。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は1期を2年とし、再任を妨げない。

(監 事)

第9条 本協議会に監事をおき、協議会の会計および業務状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任し新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
- 5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。
- 6 監事の人数は1人以上3人以下とする。
- 7 監事が会長・理事を兼務することはできない。
- 8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に監査結果の報告を行う。

(顧問)

第10条 本協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は会員である必要は無い。

(総会)

第11条 会長は年1回の通常総会を開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 収支予算の決定
 - (3) 事業報告の承認
 - (4) 収支決算の承認
 - (5) その他会長または理事会が総会に付議すると決定した事項
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集する。また理事は、理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会長が付議すると決定した事項
 - (3) 本協議会の運営に関する重要事項
- 3 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。
- 4 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計)

第14条 協議会の運営費には会費または寄付金その他をもって運営する。

(班)

第15条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な班をおくことができる。

- 2 班に班長をおく。班長は会長が委嘱する。
- 3 班長は理事会に出席し、その所管する事項について報告し、意見を述べることができる。
- 4 班員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 5 班長及び班員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 6 第5項の規定にかかわらず理事会決議または総会決議によって班長及び班員を罷免することができる。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局は会長、副会長、事務局長及び事務局員によって構成する。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 4 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 5 事務局員の任免は理事会が行う。

(入会・退会・除名)

第17条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

会長は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

第18条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 個人会員の本人が死亡したとき
 - (2) 団体会員である団体が消滅したとき

(3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

第 19 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(規約の変更)

第 20 条 本規約を変更するためには、総会において出席会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成による議決を要する。

(解散)

第 21 条 協議会の解散は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 22 条 協議会設立時の会長および副会長は、第 7 条第 2 項および第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

2 この規約は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

3 この規約は平成 25 年 7 月 28 日の改定を経て、同日から施行する。

f-water.org

このサイトを検索

ホーム

福井小水力利用推進協議会

お知らせ・イベント
ニュース
活動
補助金
参考資料
協議会
リンク
サイトマップ

水の力がつくる地域の明るい未来

福井や日本に小水力利用を普及させること / 地域を流れる水で発電する事業を起こすこと / そこから地域の再生を図ること

最新のお知らせ

第4回総会(案内) 4年目を迎え、少しずつ成果がみえてきた4つの活動をWGとして、そこに多くの会員の参画をえながら発展させる方針です。運営WG(政策提言、補助金、行政委員会)、教育WG(教育用、防災用のミニ水車をいくつか製作しています)、事業WG(起業した会員、自社の再エネ部門に小水力の仕事を活かしている会員を中心に事業推進やコンサルタツをする)、研究WG(高須町で小水力発電をし、その電気でEV軽トラや電動カートを充電、活性化を図る)の4WGです。ぜひ、お出かけ下さい。場所 福井駅東口 アオッサ 607日時 総会(受付13:30から、開会14:00-15 ...
投稿: 5 時間前、藤沢正裕

理事会(14-5) 6月19日(金)夜に藤沢事務所にて2014年度5回目の理事大会が開催されました。事務局長亡き後の対応と今後の協議会運営方針の議論、その後、1週間後にせまった総会の準備を話しあいました。
投稿: 5 時間前、藤沢正裕

事務局長急逝 長年小水力利用の普及に意欲をもやして活動をともにしてきた藤沢憲治事務局長が、6月14日(日)に急逝されました。高須町で少水力でむらおこしのモデルにしようと熱い思いで奔走されていました。今年秋には発電による電車でEVを走らせるまで未だに残念です。ご冥福を祈りるとともに、藤沢さんの夢をかなえたいと思います。
投稿: 5 時間前、藤沢正裕

最新の補助金情報

社会貢献基金助成 地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など社会貢献活動を行う団体等への助成、ならびに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業に対する 助成を行い、地域社会の発展等に寄与することを目的としています。[助成対象事業] ①研究助成事業 ②環境・文化財保全事業 ③国際協力・交流事業 [助成対象団体] 非営利組織(財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他任意、 団体市民ボランティアグループ) または大学、研究機関(個人も可)で、助成対象事業の趣旨に合致する合致する事業を行うおとしてしている団体等で条件を満たすもの ...
投稿: 2015/01/29 21:38、菅川隆一郎

農村集落活性化支援事業 名称:農村集落活性化支援事業内容:農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた集落営農組織等を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービスの提供が可能な体制を構築する 取組。期間:平成27年1月30日(金)から平成27年2月25日(水) 1 ~5年間全額:1000万円まで発注:農林水産省HP: <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin...>
投稿: 2015/01/29 21:36、菅川隆一郎

平成26年度小水力発電導入促進モデル事業の公募 事業名:平成26年度小水力発電導入促進モデル事業公募内容:「環境にやさしい、+ 環境にやさしい」

グーグルサイトに移行した新ウェブサイト：従来の f-water.org は有効です